

令和6年(2024年)第3回ニセコ町議会臨時会

令和6年(2024年)5月1日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 6 議案第 1号 ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例
- 7 議案第 2号 ニセコ町企業版ふるさと納税基金条例
- 8 議案第 3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 議案第 4号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 5号 町税条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 6号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 7号 請負契約の締結について
(公営住宅(新団地2号棟)建設工事(建築主体工事))
- 13 議案第 8号 請負契約の締結について
(公営住宅(中央団地5号棟)長寿命化型複合改善工事)
- 14 議案第 9号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 高瀬 浩 樹 | 2番 大野 幹 哉 |
| 3番 高木 直 良 | 4番 榊原 龍 弥 |
| 5番 前原 孝 植 | 6番 小松 弘 幸 |
| 7番 斉藤 うめ子 | 8番 木下 裕 三 |
| 9番 篠原 正 男 | 10番 青羽 雄 士 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	町	山	本	契	太
会	計	加	藤	紀	孝
管	理	福	村	一	広
者					
総	務			玲	子
課	長	森			
参	事				
企	画	桜	井	幸	則
環	境	阿	南	孝	宏
課	長				
参	事				
企	画	鈴	木		健
環	境				
課	長	富	永		匡
参	事	重	森	省	宏
税	務	中	川	博	視
課	長	馬	淵	由	香
長					
町	民	橋	本	啓	二
生	活	石	山	康	行
課	長	佐	々	木	一
長					
保	健	浅	井	理	登
福	祉	片	岡	辰	三
課	長	淵	野	伸	隆
長					
農	政	阿	部	信	幸
課	長	齊	藤		徹
長					
農	業	三	橋	公	一
委	員	佐	竹	三	郎
会	事				
務	局				
長					
商	工				
観	光				
課	長				
長					
都	市				
建	設				
課	長				
長					
上	下				
水	道				
課	長				
長					
総	務				
係	長				
長					
財	政				
係	長				
長					
教	育				
長					
長					
総	合				
教	育				
課	長				
長					
参	事				
長					
こ	ど				
も	未				
来	課				
長					
長					
学	校				
給	食				
セ	ン				
タ	ー				
長					
長					
代	表				
監	査				
委	員				

○出席事務局職員

事	務	局	長	高	瀬	達	矢
書			記	佐	藤	秀	美

◎開会の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、9番、篠原正男君、1番、高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長片山健也君、副町長山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、総務課参事、森玲子君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、都市建設課、橋本啓二君、商工観光課長、馬淵由香君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、学校給食センター長、三橋公一君、こども未来課長、齋藤徹君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

- 議長（青羽雄士君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠

償の額の決定について)の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) おはようございます。本日よりお願いいたします。

まず、タブレットのファイルのタイトルでございますが、あたまたに001と記載された第3回ニセコ町議会臨時会議案をご用意いただきたいと思っております。その議案の2ページとなります。

日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)。

車両破損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年4月21日付で下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1、損害賠償の相手方、住所、ニセコ町。氏名は個人情報保護により非開示でございます。

2、事故の概要、令和6年2月27日午後1時頃、ニセコ町字富士見141番地9(北海道ニセコ高等学校敷地内駐車場)において、企画環境課職員が公用車を駐車させ、下車しようとドアを開けた際、誤って公用車ドアを隣に駐車中の車両と接触させ、相手方の車両の一部を破損したものであることとございます。

3、損害賠償の額、金、31万670円。修理費用及び代車料の10割ということでございます。内訳、修理費用14万2,670円、対車両16万8,000円。

令和6年5月1日提出、ニセコ町長 片山健也。

この事案は、企画環境課職員が用務の打合せを行うためにニセコ高校訪問した際に起こった事案でございます。このたび損害賠償の金額が確定したため、ご報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金として支払う金額は、本町が加盟する一般財団法人全国自治協会から自動車共済金として収入をいたす予定でございます。

報告第1号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(青羽雄士君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第5 承認第1号

○議長(青羽雄士君) 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 山本契太君。

○副町長（山本契太君） 続きまして、ファイル 002 をお聞きいただきたいと存じます。承認第 1 号でございます。これからご説明申し上げる承認第 1 号につきましては、本来議会において議決決定をいただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に、町長が議会に代わって事件の処分をする専決処分の承認ということでございます。

日程第 5、承認第 1 号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。今回については令和 6 年 4 月 1 日付の専決処分ということでございます。

承認第 1 号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 5 月 1 日提出、ニセコ町長 片山健也。

3 ページ、これが 4 月 1 日付の専決処分書でございます。

5 ページでございます。補正予算書になりますが、令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算（令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 588 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 5,066 万 3,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 4 月 1 日、ニセコ町長 片山健也。

6 ページから 8 ページにかけましては、記載のとおりでございます。

9 ページをご覧いただきたいと存じます。今回の補正額は合計で 588 万 4,000 円でございます。その財源につきましては全て一般財源ということで記載をしてございます。

それでは歳出からご説明をさせていただきます。11 ページをお開きください。まず、2 款 2 項 2 目 12 節確定申告支援システム改修業務委託料 61 万 6,000 円。こちらは確定申告新システムである「税務 LAN」のシステム改修に要する経費でございます。経済対策として住民税の定額減税、住民税 1 万円と今回には国税などに関係ありませんが所得税も 3 万円ということで定額減税がされますが、この実施に伴い住民税 1 万円の確定申告支援システムの改修が必要となったための補正ということでございます。

次のページ、12 ページでございます。4 款 1 項 3 目環境衛生費、8 節費用弁償 8 万 6,000 円。こちらは町民生活課において、4 月 1 日に採用した会計年度任用職員が町外在住のため通勤手当が必要となったことによる補正ということでございます。

続きまして 13 ページ、8 款 7 項 1 目住宅管理費、1 節会計年度任用職員報酬 262 万 3,000 円。こちらは 4 月 1 日付の人事異動によりまして、住宅管理部署へ新たに会計年度任用職員を配置したための補正ということになってございます。

続きまして、14 ページでございます。10 款 1 項 4 目教育諸費、1 節会計年度任用職員報酬 239 万 2,000 円。こちらは 4 月 1 日付の人事異動によりまして、学校教育担当の会計年度任用職員を新たに配属したための補正ということでございます。その下、3 節時間外手当 16 万 7,000 円。こちらは今回の任用に係る時間外勤務手当ということでございます。

15 ページでございますが、給与費明細書は記載のとおりでございます。今回会計年度任用職員を採用し事業費明細書に変更が生じたため、記載をしてございます。

続いて、お戻り頂まして 10 ページでございます。歳入でございます。20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 588 万 4,000 円。こちらについては、歳出に充てる財源の補正を前年度繰越金で賄うというものでございます。

最後に、タブレットの 006 をお開きいただきたいと思います。補正予算資料 No.1、承認第 1 号。こちらにただいま説明した補正予算の内容を記載してございます。今回の専決に伴い一般会計に変更が生じておりますので、こちらに変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳を表紙から 3 ページにわたって記載しているところでございます。

承認第 1 号に関する提案理由の説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第 6 議案第 1 号から日程第 14 議案第 9 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 6、議案第 1 号 ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例の件から、日程第 14、議案第 9 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで、9 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 山本契太君。

○副町長（山本契太君） それではタブレットの番号 001 の議案、4 ページになります。議案の 1 号から 9 号まで一気に説明をさせていただきます。

日程第 6、議案 1 号 ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例について説明をいたします。

ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 1 日提出、ニセコ町長 片山健也。

議案の 6 ページをご覧くださいと思います。まず提案理由の説明でございます。ニセコ町まちづくり基本条例第 57 条の規定により、ニセコ町まちづくり基本条例がニセコ町にふさわしい条例であり続けているかどうかを町民などと一緒に検討し、時代に即した条例となるように、4 年に一度見直しをしていくために改正するという提案理由をご説明させていただきたいと存じます。

まちづくり基本条例、まちづくりにおける情報共有と住民参加を規定し、本町のまちづくりの憲法と称しております。まちづくり基本条例について見直しの時期となったことから、情報共有と住民参加の一端として、今回上程したこの条例により委員会を設置いたします。当該委員会ではまちづくり基本条例を検討し、改正の有無を含めて町へ答申する役割を担うものでございます。

議案の 5 ページに条例の本文がございます。こちらをご覧くださいと存じます。第 1 条の目的から始まりまして、協議事項、組織、任期等々につきまして、全 11 条の条文としてまとめてございます。

なお、このたびの委員会は、令和 6 年度内にまちづくり基本条例の改正の有無等を町に答申する予定で検討をしております。

最後に、議案の中ほど附則でございますが、6 ページ、この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 2 月 1 日から適用をいたします。当該条例の作成に関して、町民参加等の手続を要しないとしておるところでございます。

議案の第 1 号に関する説明は以上でございます。

次 8 ページでございます。日程第 7、議案第 2 号 ニセコ町企業版ふるさと納税基金条例について説明をいたします。

ニセコ町企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 1 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開き頂きたいと存じます。下のほうに提案理由がございます。地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、本条例を提出するものです。これにより、これまで企業版ふるさと納税を受けた際に当該年度事業のみにしか充当することができなかったが、基金条例を制定し基金に積み立てることにより、複数年度にわたり企業版ふるさと納税を充当することができるため、企業版ふるさと納税の運用がしやすくなるということと提出をさせていただくというものでございます。

国による企業版ふるさと納税の制度は平成 28 年から始まり、本町においては令和 2 年度から寄附の受入れを始めておりまして、令和 5 年度末現在、全国の企業から累計で 9,060 万円のご寄附を頂いております。企業版ふるさと納税は、ニセコ町が定める地域再生計画に登載した事業に対して寄附をいただくもので、これまでいただいた寄附については全額いただいた年度内に活用し終えるルー

ルとなっております。今回、当該基金条例に賃金条例を施行し、寄附をルールにのっとり基金化することで、同一事業については複数年にわたって活用することが可能となり、寄附をより効果的に活用することができるというものでございます。

同じページの条例本文でございますが、設置に関する第1条から規則へ委任を定めた第7条までの条例ということで条例立てをしているところでございます。

なお、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしております。

最後に、同じページの一番下、町民参加等の状況ですが、当該条例案を今月4月11日まで縦覧をいたしました。特に意見はございませんでした。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案の10ページでございます。日程第8、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明をいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年5月1日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページの11ページをご覧頂きたいと思っております。提案理由でございます。令和6年4月の機構改革で総合教育課の設置に伴い管理職手当の職の改正が必要ではあります。今後の機構改革を踏まえ、管理職名を明記する方法から職名のみとする記載に変更することと合わせて、3月定例会で改正した一部改正条例において、その附則で級の切替え規定が不足していたため、整理条例として改正案を提案するものでございます。

ここでまず、ファイルのタイトル005番、新旧対照表をお開き頂きたいと思っております。この新旧対照表の1ページ、まず上段の左欄でございます。第11条の2、管理職手当とあります。こちらにおいて、現行では管理職手当は管理または監督の地域にある職のうち、その特殊性に基づき、別表第3に指定する職にある職員に対して支給するとあります。同じ左欄の下、これが別表第3として管理職の全ての職名を列記してございます。これについて、機構改革等にも対応できるよう、今度は右欄の上、下線部のとおり支給対象管理職について全ての職名を記載するのではなく、課長等と記載をし記載方法を簡略化したものでございます。

次にタイトル001の議案にお戻りいただきたいと思っております。議案の11ページでございます。こちらの改正条文でございますが、この改正条文の中ほど、第2条として職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正とあります。これは3月定例会で既に可決いただきました改正条例のさらに改正ということになります。3月議会にて改正した条例には、号俸の切替え規定を盛り込む必要がありましたので、第2条第2項において号俸の切替え規定を設けました。これは古い給与表の級、それから号の位置づけが新号俸でも同じ級及び号俸に位置づけることを規定する。

同じく11ページ、下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとともに、ただいま合成し示した改正については4月1日から適用するという旨を規定してございます。

最後に一番下でございますが、改正条例に伴う住民参加の状況でございます。ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号の規定によりまして、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案の第 3 号に関する説明は以上でございます。

続きまして 1 枚おめくりいただきまして、12 ページでございます。日程第 9、議案第 4 号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 1 日提出、ニセコ町長 片山健也。

議案の 13 ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございます。会計年度任用職員においては職員の給与表に合わせて運用しておりますが、対応給の表が重複して定めていることから整理を行い、人事院勧告に応じて変更される対応号俸については、規則で定めることとするため、本条例を提出するとしております。

ファイル番号 005、新旧対照表の 2 ページをお開きいただきたいと思います。こちらの左側の中ほどに別表第 1 とありますが、現行では各級に対応した号俸の範囲を定めております。この方法の変更に関しては、人事院勧告に伴い変動することを想定し、今後は規則で定めます。このため、改正後はこの表を削除し、次の 3 ページの右の表を新たに別表 1 といたしまして、ここでは適用する号俸の範囲を定めてございません。規則で定めるということでございます。

議案の 13 ページ、条例の本文にお戻りください。条例の附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するとしてございます。

最後に、条例改正に伴う住民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条第 1 項第 3 号に該当し、住民参加の手続を要しないとしておるところでございます。

議案の第 4 号については以上でございます。

続きまして、議案の 14 ページでございます。日程第 10、議案第 5 号 ニセコ町税条例の一部を改正する条例についてのご説明をいたします。

町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 1 日提出、ニセコ町長 片山健也。

ちょっと飛んで頂きまして、23 ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するということでございます。

次に、ファイル 004、第 3 回ニセコ町議会臨時会説明資料の 1 ページをお開きください。今回のたくさんありますが、この改正の内容について概要を説明させていただきます。改正理由については先ほどご説明をいたしました。まずは主な改正点でございますが、一つは個人住民税、もう一つは固定資産税の改正ということになります。

まず、個人住民税、町民税のことですが、(1) 定額減税の実施に伴う改正と (2) 令和 6 年度能登半島地震被害に伴う特例措置が個人住民税の改正でございます。(1) 定額減税の実施に伴う改正でございますが、これは国の経済対策として実施をされるものがございます。令和 6 年度の個人町道民税において、中ほどの表でございますが、町道民税（所得割）が記載のとおり減税をされます。なお、

国税のため今回の町条例改正ではございませんが、参考までにその下に所得税の減額についても同じように記載をしてございます。町道民税の減額対象につきましては、継続して1年以上国内に住所を有し、合計所得金額が1,805万円以下の個人となります。続きまして減税方法についてでございますが、こちら表にしてございますが、これは記載のとおりでございます。

次に(2)令和6年度能登半島地震災害被害に伴う特例措置は附則の第5条の2に規定してございますが、この特例措置でございます。令和6年1月に発生した能登半島地震において家屋や家財などの資産に損害損失が生じた場合、令和6年度分の個人住民税においてその損失金額を雑損控除として適用できる措置のための改正でございます。従来制度上では令和7年度分の個人住民税からの適用となりますが、生活再建などの観点から早急に措置を講ずるために設けられた条文ということでございます。

説明の2ページ目になります。次に2つ目、固定資産税の関係でございます。固定資産税(土地)の負担調整措置等に関する改正でございます。令和6年度は評価替えの年となりますが、土地の負担水準(課税標準額の割合)の負担水準の均衡化を促進するため、従来から導入されていた負担調整措置等を令和6年度以降も3年延長するための改正ということでございます。これによりまして、評価替え等で土地の評価の額が大幅に上昇しても、税額を急激に上昇させることなく毎年段階的に引き上げることができ、納税者の急激な負担緩和につながるというものでございます。その改正を行っているというものです。

それから3つ目、その他といたしまして、その他の改正では1、文言の改正、2、関係法令の適用箇所の移動や改廃に伴う修正、3、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」というものですが、これに関する規定の修正及び追加ということで、この三つのその他の改正を行っております。

最後に4つ目の施行期日でございますが、原則として令和6年4月1日からただし、以下の(1)(2)に関する施行期日は記載のとおりということでございます。

それでは、001の15ページ、条例にお戻りください。ただいまご説明を申し上げた内容を反映した改正条例の本文を15ページから23ページにわたって記載してございます。

最後に13ページでございますが、この23ページの一番下、条例改正に伴う住民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案の第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして001の議案の24ページでございます。説明します。日程第11、議案第6号ニセコ町こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。ニセコ町こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年5月1日提出、ニセコ町長 片山健也。

議案の25ページ、一番下の提案理由でございます。本条例は、ニセコ町のこどもに対し医療費の一部を助成することにより、こどもの健康保持の増進に資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的としてございます。条例制定当初は乳幼児医療費への助成を目的とし、町内在住のこどもを育てる保護者を助成対象としていたことから、現在までニセコ町内に在住するこどもの保護者を助成

金の給付対象として運用してきております。これまで支援の対象年齢を段階的に引上げてきており、現在の支援対象の年齢は18歳までとなっていることから、町外からニセコ高校寮に入寮するため住民票をニセコ町に移すなど、こどもが単身で住民票を移動させた場合、保護者が町外であることをあるため本条例の適用対象外となるというケースが発生してきております。給付対象を町内在住の保護者に加え、単身で住民票を移し世帯主となっているこどもを受給対象者としておりますが、この受給対象者も対象とし、条例本来の目的である「ニセコ町で生活するこどもの健康保持の増進」を図るため、改正をするというものでございます。親が本町とは別の市町村に住所があり、こどものみが就学により転入し本町で単身世帯となった場合、例えばニセコ高校の寮がそうでございますが、これまでこの子については本町の単独の医療費助成を受けられませんでした。本町では早くからこどもの医療費助成を他の自治体に先駆けて実施をしておりましたが、最近では多くの自治体でも助成を始めております。このため、本町に転入することで転入前市町村で受けていた独自の医療費助成が受けられず、同時に転入先であるニセコ町でも独自助成の対象とならないケースが出始めてきております。このため、今回の改正で就学により親元を離れるなどニセコ町で単身世帯となるこどもも本町の医療施設の助成の該当となるというための改正でございます。

議案の25ページ、条例本文でございますが、ただいまご説明した内容を反映し、同時に文言の整理を行っております。

ファイル005、新旧対照表の22ページをお開きください。右欄の改正後というところの一番下でございますが、第3条、受給資格者でございますが、こちらにただし書があつて、下線部のとおり「町内に就学するため、こどものみがニセコ町内に住所を有する場合においても対象とする」という文言を加えてございまして、これが今回の主な改正でございます。これ以外の部分については文言の整理ということになっております。

議案001にお戻りいただきまして、25ページでございます。一番下の附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

最後に、26ページ下の条例改正に伴う住民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第50条第1項第3号に該当し、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案の第7号の説明は以上でございます。

議案の28ページでございます。日程第13、議案第7号、請負契約の締結について（公営住宅（新団地2号棟）建設工事（建設主体工事））について説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的、公営住宅（新団地2号棟）建設工事（建設建築主体工事）
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、2億7,720万円。
- 4、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店、代表取締役 浦野隆志。

令和6年5月1日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件は、予定価格が5,000万円を超える工事のため、議会の議決を要する契約となります。こちらは町営プール向いの団地でございまして、全体で1号棟7戸、2号棟9戸、計16戸の住宅及び集会場の建設を予定してございます。今回はこのうちに2号棟9戸を建設いたします。内訳は少人数用の1LDK7戸、それから世帯用の2戸でございまして、既存公営住宅のミスマッチによる住替え居住を優先する予定でございます。

3月18日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事実績を考慮して、ニセコ町の事業者4社、倶知安町の事業者3社の計7社を指名いたしました。4月26日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が2億6,200万円、最低額が2億5,200万円となりまして、ニセコ町の株式会社浦野工務店に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率でございまして99.6%でございまして、工事の工期については議決の後、令和7年3月20日までを予定しております。こちらの建設には国の社会資本整備総合交付金を活用するという事で予定してございます。

議案の第7号に関する説明は以上でございまして。

続きまして、議案の30ページでございまして、日程第12、議案第8号 請負契約の締結について（公営住宅（中央団地5号棟）長寿命化型複合改善工事）の説明でございまして。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的、公営住宅（中央団地5号棟）長寿命化型複合改善工事
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、1億1,737万円。
- 4、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通240番地、株式会社石塚建設、代表取締役 石塚崇悦。

令和6年5月1日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましても、予定価格5,000万円以上の工事であることから議会の議決を求めるというものでございます。

今回修繕します中央団地5号棟は、ニセコ駅正面からJR狩太踏切に向かいまして、左側に団地が2棟並んでございます。そのうち駅側にある1棟12戸の団地でございます。主に屋根・外壁の耐久性向上と内窓・玄関ドアを含めた断熱改修、内部給湯器設置、それからキッチン・洗面所・浴室の改修を行います。

3月18日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から指名競争参加資格者のうち工事実績を考慮いたしまして、ニセコ町の事業者4社、倶知安町の事業者3社の計7社を指名いたしました。4月26日に入札を行った結果、消費税抜の最高額が1億1,800万円、最低額が1億670万円となりまして、ニセコ町内の株式会社石塚建設が落札したものでございます。なお予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率につきましましては、95.1%でございまして、工事の工期については議決の後、令和6年11月30日までを予定してございます。

当該改修についても国の社会資本整備総合交付金を活用いたします。

議案第 8 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、ファイル 003、日程第 14、議案第 9 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

令和 6 年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,068 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 9,134 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 1 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページの第 1 表から 4 ページまでは記載のとおりでございます。5 ページをご覧ください。今回の補正額は合計で 4,068 万 2,000 円でございますが、その財源につきましては国道の支出金 38 万 6,000 円。その他の欄の財源につきましては、公共施設整備等基金繰入金で 2,750 万円。それから、一般財源は前年度繰越金を活用し、1,279 万 6,000 円としてございます。

それでは歳出の 9 ページからご説明をさせていただきます。2 款 1 項 24 目臨時特別給付金事業費、18 節北海道自治体情報システム協議会負担金 4 万円。こちらは令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策で、国によるこの対策によりまして、本町においても今後定額減税に関する補足給付というものを行います。これは国が作成している算定ツールを利用し、所得税及び給付金額の算出を行うものでございますが、国の算定ツールの利用にあたってネットワーク設定費用を負担金として計上するというものでございます。これが 4 万円ということです。

続きまして 10 ページ、3 款 11 項 2 目 18 節ニセコ町高齢者事業団運営費補助 77 万 7,000 円の計上でございます。本町の高齢者事業団は近年の最低賃金及び周辺の時間単価の上昇により、人件費の見直しとこれに伴った社会保険の加入が必要となってございます。高齢者の働く場と生きがいづくり、住民の暮らしの困り事などに対応する役割を担ってきた高齢者事業団の運営を維持させるため、活動に見合った人件費分の費用を補正するというものでございます。その下、ニセコハイツデイサービスセンター施設更新等事業補助 45 万 4,000 円は、ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホームニセコハイツで使用しているハイエースのスライドドアのステップが故障したことにより、高齢者が乗降する際の負担となっていることから、利用者の安全な情報移動を確保するため、修理費用を補助金として補正するというものでございます。

続きまして 11 ページ、7 款 1 項 3 目消費行政推進費は全体で 38 万 6,000 円の補正でございます。多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員の活動費用や研修参加費用について消費者行政強化事業補助金に申請をしていたところ、当初予算で見込んでいた以上の補助配当が消費者庁から北海道を經由しあったことから、次の経費を補正するというものでございます。まず、8 節の普通旅費 13 万 3,000 円は相模原市研修所において 2 泊 3 日で行われる消費生活相談員の指定研修受講旅費でございます。その下、12 節の消費生活相談・食品ロス啓発用品製作委託料 25 万円。こちらについては、これまでも消費生活行政の一環として相談員が食品ロス削減に向けた料理教室、啓発

活動などを実施しておりますが、今回は食品ロス削減の啓発用品として、消費者や町内飲食店配布用のドギーバッグ、お持ち帰り用のバックでございますが、このドギーバッグの制作経費を補正するというものでございます。その下、18節の各種研修会参加負担金3,000円。こちらは先ほどの消費生活相談員研修に係る負担金でございます。

続きまして12ページ、10款1項4目教育諸費、11節の手数料52万5,000円の補正です。町では日常的な児童・生徒の疾病予防や健康相談等に対応していただく学校医、学校歯科医を委嘱してございます。近年、児童・生徒数が増加しているほか、新型コロナやインフルエンザによる学級閉鎖の相談対応など、学校保健に当たる本町の医師の負担が増加しているところでございます。このため、年額報酬のほかに内科・歯科検診の実施に当たり、児童・生徒1人当たりの手数料を加算するため補正をするというものでございます。

その下、2項1目学校管理費、14節ニセコ小学校営繕工事880万円。これは夏の暑さ対策として、ニセコ小学校に空調設備を設置するために必要な経費を補正するというものです。ニセコ小学校においては先行して機械設備工事を実施中でございますが、本予算は空調設備を稼働するために必要な電気工事にかかる費用ということになります。

その下、4項2目高等学校管理費、17節施設管理用備品117万1,000円。これにつきましては、ニセコ高校敷地内の除雪に使用しているスノーブロー、トラクターに接続する除雪機器でございますが、これが老朽化により刃が摩耗して使用できないという状態となっていることから、当該経費を補正するというものでございます。

続きまして、4目12節ニセコ高校寄宿舎整備工事設計業務委託料2,757万7,000円。こちらにつきましては、令和8年度からニセコ高校全日制の総合学科へ転換し、1学年2クラスの学校を設立するにあたり、増える寮生を収容できるよう建設するため、基本設計にかかる費用を補正するというものです。なお、設計スケジュールでございますが、今年中に基本設計・実施設計を完了させ、令和7年度末までの建設を予定してございます。基本設計の財源としては公共施設整備等基金を充当する予定でございます。

その下、6項2目有島記念館日、10節修繕料71万円は、有島記念館の常設展示室に係る2か所の地中熱ヒートポンプの一方が経年劣化による故障で使用不能となったため、制御盤及び冷媒配管系統の取替修繕を行うというものでございます。

続きまして13ページ、7項5目運動公園費、10節修繕料24万2,000円。こちらは主にグラウンドやパークゴルフ場の草刈り作業を行う運動公園管理用スポーツトラクターについて、経年劣化により前輪車軸周りの修繕が必要となったため補正をするというものでございます。

続いて6ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。16款2項5目1節の消費者行政活性化事業補助金38万6,000円。こちら先ほどご説明をいたしました消費生活相談員の研修やドギーバッグ購入などに充当する補助率100%の北海道からの補助金、おおもとは消費者庁でございますが、こちらからの補助金ということでございます。

それから7ページ、19款1項4目1節の公共施設整備等基金繰入金2,750万円。これはニセコ高校寄宿舎整備工事基本設計業務委託料へ充当するための歳入補正でございます。

それから、8 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金 1,279 万 6,000 円は、今回の補正について道の補助金及び基金の活用以外の歳出補正について前年度繰越金で賄うというものでございます。

最後にタブレットの番号 006 の資料をお開きいただきたいと思います。かがみは補正予算資料No.1 でございますが、続けて補正予算資料No.2 があります。今回の補正に伴いまして一般会計に変更が生じておりますので、これらに変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳を記載してございますので、これらについてはご覧いただきたいと思います。

議案第 9 号に関する提案理由の説明は以上でございます。

以上をもちまして、議案第 1 号から第 9 号の説明でございました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午前 11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（青羽雄士君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第 1 号 ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

3 番、高木議員。

○3 番（高木直良君） 1 点質問させていただきます。提案理由の中にも書かれておりますけども、今回基本条例、4 年ごとの見直しということで、これまでもやってきたと思います。それで時代に即した内容に変えていく、改善していくということだと思いますが、町として、例えばこれ委員会で検討していただくわけですけども、主にこんな点が対象となるのではないかというような何らかの案といたしますか、どういうところに重点的に検討を求めたいか、何か素案のようなものがあるかどうかについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） いま町として、こういうものを審議していただきたいという特別なものはございませんが、こどもの権利条約含めて、こどもの人権というのは非常に重要になってきております。これらのことが当然審議の対象になると思いますし、また男女という区分けをどうするのかというのはジェンダー平等を含めて大きな課題になっておりますので、こういった社会情勢を受けた課題がニセコ町の現在の基本条例に適合しているかどうか、その辺のことと、条例にうたわれている中で具体的にここは不足しているんじゃないか、あるいはここをもう少し充実すべきじゃないかということは情報共有含めて、各生活されている町民の皆さんの実態、そういったものが話題となって出てきて、それが改正に結びついていくということが望ましいと考えているところであります。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 検討の内容については決めていくことは当然できないわけですけども、

例えば検討委員会のメンバーの方で中心的には議論していただくと。その内容について中間的に、例えば町民講座などで一般の町民の方も意見を述べるような場を考えられているかどうかについてはどうでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 失礼しました。まちづくり基本条例自体が住民参加の中で作り上げていくというこの過程を踏んでつくったものでございますから、今おっしゃったような内容については何らかの形で対応してまいりたいと考えます。例えば町民講座開くなり、検討委員さんだけではなくて町民の皆さんの意見を聞く場を設けるということについては配慮してまいりたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 今の第1条の基本条例の件なんですけれども、今までもこの条例がつけられたときに、これ持ってきたんですけど条例の57条の中です、この条例の施行後4年を超えない期間ごとにこの条例がニセコ町にふさわしいものであり続けるかどうかを検討する、4年を超えない期間ってちゃんと明記されてるわけですね。制定された後に4年ごとに検討委員会を続けてこられたと思うんです。今、なぜまた新たに基本条例というものを設置するのか、ちょっとその辺りがね、今までも時代に即した生きた条例として内容を変えてきたわけですから、この違いがね、あえて条例というものを設置したという意味がちょっと理解できません。もうちょっと説明していただきたいなと思ったんですけれども。既にこれ明記されていて、今までもそれをちゃんと守って続けてきたわけですから、新たに条例を設けるという決定的な条例設定の意義がちょっと理解できないところがあるんですけれども、そこをちょっと説明していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 斉藤議員の質問に私のほうから答えさせていただきます。当時、基本条例をつくったとき、議論としては手弁当でこの基本条例をつくったということで、改正においても手弁当でやりましょうということで委員さんには来ていただきましたが、報酬は一切払わず来ていただいていたというところがございますので、今回あえて条例にしたのは地方自治法138条の4の規定にもあるとおり、諮問としてきちっと整備していくと。諮問委員会として整備することとあわせて、手弁当で今どきですね、なかなか募集しても来ないということも含めて、きちんと報酬をお支払いしてやっていきたいと思いますということに考え方を切替えたということで、あえて今回委員会を設置して検討をきちっと進めていきたいと思います。これまでも当然4年に1回の見直しは要綱等で手弁当で募集をし、委員の皆さんと議論して必要に応じて改正をしてきているというところがございます。今回そういうきちんとした法律に基づいた諮問委員会としての位置づけをしていこうということで、条例案を提案させていただいたというところがございます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 今の説明でなるほどということもあるんですけれども、ちょっと気になったところは今までは手弁当でやっていただいけれども、なかなか委員が集まらないとかいろんなことがあって、これほかの委員会もそうなんですけれどもね、私がニセコへ来て委員になったときはほとんど無償でやってたと思うんですよ。それが途中から報酬が出るようになって、それで報酬を払うこ

とによって委員を募集するという、それが目的というか、何ていうか、条例に基づいて設置するということはいいんですけども、それによって本当に効果があるのかどうか、ほかの委員会を見てもすごく感じるころなんですけれども、むしろこういうのは手弁当で内容としてはしっかりしたものを今までどおり、だけれども報酬をあえて入れる必要があるかどうか、そのために条例改正とかそこまでする必要があるのかなという疑問があります。本当にやりたいという真剣な人はいないわけじゃないので、そこをもうちょっとよく検討してもいいんじゃないかなと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） このニセコ町まちづくり基本条例は2年半、124回にわたる会議を経て皆さんの力でつくることができました。これに関して本当にお金は払わず、職員も各委員も。ニセコ町民センターでシンポジウムがあったときには先生の旅費や報酬はもちろん払いましたが、それ以外はほぼボランティアベースでやっていき、その後の4年に1回の見直し、継続で4年に1回、委員会を開くんですけど、全て要綱に基づいて、言ってみれば手弁当といいますかね、無償のボランティアベースでやりましょうということになってきておりますが、私どものまちづくり、私たちのまちの憲法として持続させていくのに、きちっとしたやっぱり委員会自体を恒久的な条例にしていこうと。そのときそのとき要綱をつくって廃止、また4年近くなったら要綱をつくって廃止ではなくて、きちっとした議会で諮った条例として、この委員会がきちっと機能していくということを内外に明らかにすべきじゃないかということで、今回新たニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会というものを公式のものとして、よりきちっとした形で整備をし、報酬・費用弁償も払う形にして、委員会自体を機能させていきたいというのが基本的な考え方であります。

そこに報酬を払わないほうが、委託っていう考え方もちろんあるのかもしれませんが、これまでも日本ユニセフとこどもの権利条約の検証等やってきましたが、その中でやっぱり場合によってはこの規定の中にありますとおりいろんな先生方にも入っていただく場合もあるし、専門性を求める、そういったアドバイザーのようなものもあるのかもしれませんが。そういったものを含めて、やっぱりきちっとしたこういう内容に分かるような条例化をするというのは、ニセコ町まちづくり基本条例の趣旨にも合致するんじゃないかと私ども思っておりますので、今回委員会の設置条例というのを提案させていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 町長から説明はありましたが、私は一番問題はどういう方が委員になるかっていうことが非常に大事だと思ってるんですね。この趣旨とちょっと外れると言われるかもしれませんが、募集するときのやり方ですね。私はいつも提案するように、くじ引きで町民にいろいろと、年齢とか男女の数とかそういうことを、このニセコ町の憲法であるまちづくり基本条例にぜひ取り入れて検討してほしいなと思ってます。

そしてその際に、また必ずしも実費は払うのは当然かもしれませんが、でも、それに参加する委員会の費用というのは必ずしも必要ではないのかなと思ってます。委員会としてきちっとしたものをつくるというんですけれども、要は中身だと思っておりますので、どんな人材が委員になるかということが非常に大事だと思います。その点もよく検討していただきたいなと思ってます。ただ条例をつくれれば

いいという印象もなきにしもあらずなので、そういうこともよく考えていただきたいと思っています。以上です。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） こういうものを実施する場合には、公募をして募集するということは条例の中では規定されてございますので、そのようなことにはきちっと配慮した中で実施しております。くじ引き云々という話が出ましたが、そこについての検討はしてございません。募集等々についてはそのような規程にのっとってやっているということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） 2点お伺いします。確認の意味を込めて質問いたします。

最初に今回、報酬、それから費用弁償を支給する規定を設けるということですが、これらに関する予算措置の状況についてどのようになっているのかお伺いします。

それから、附則の条項で施行期日を2月1日からという規定を設けておりますが、この2月1日から適用することの意味についてお伺いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） まず、1点目の予算措置につきましては、令和6年度の当初予算の中でまちづくり検討委員会委員謝礼ということで12万5,000円を計上をさせていただいているところでございます。

それともう1点目の2月からの適用という部分についてでございますが、今回のこの第7回目になります改定につきましては、2月の時点では設置要綱をもとに委員会を一度開催しているということで、この時の委員を引き続き令和6年度の委員会でも適用するというところを踏まえまして、今回のこの条例の適用を2月からということで提案しているというところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 今の1点目につきましては了解いたしました。

2点なんですけども、既にスタートしているものに対してこの条例を当てはめていくという考え方は私はそれでいいと思うんですが、ただその規定の細かな部分について果たして合致するかどうかという辺りにちょっと疑問があります。といいますのは、あらかじめこの条例の中で人選等々について定めてあります。それをしっかりと現在執行している要綱で、執行しているものに対して当てはめてこうなるのかどうかというあたりの検証をしっかりとしたのかどうか、その点をご質問いたします。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの質問をお答えいたします。今回のこの条例の条文につきましては、設置要綱の条文をそのまま適用させていただきますので、公募等の内容を含めて同様のものというふうに捉えられます。それにつきましては問題なく、委員を引き続き委嘱できるというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 設置要綱のものを条例として持ってきて今現在審議しているということでございますけども、そもそも設置要綱と条例の持つ意味というのが私は基本的に違うんじゃないかというふうに思います。ですから、先ほど検証したかという質問いたしました、そういう意味を込めて私は質問しております。その辺についてもう一度お答えをいただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 要項の文をそのまま点をコピーしたという意味ではなく、そこは もちろん条例に合うような文言の改正等を行ってございます。内容の趣旨といたしますか、内容につきましては、例えば委員の学識経験者とか一般公募によるものといった内容については変更がないというところで、この部分は同様のものという扱いができるという認識でございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ちょっと付け足しでお話をさせていただきますが、先ほどの町長の答弁でもお話しさせていただいたように、本来条例でやるべき重みのものだろうというご判断をさせていただいたということでございます。これまでも要綱等の中でこのように対応してきたものの、まちづくり基本条例の検討委員たるものについては、議会の議決をきちっといただく、要綱ではなく条例に設置する内容としてやるべきだという考え方のもとに、今回改めて要綱ではなく条例でご審議いただき設置をさせていただくという判断をさせていただいたということでございます。

中身の先ほどの選定の方法云々というところについては、担当課長のほうからお話し申し上げたように、要綱の内容と合致はしているということでございます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 申し訳ないんですが、この条例内でアドバイザーのことを特に記載させていただいたんですが、今例えば子育ての問題、あるいはジェンダー平等、女性活躍も含めて大きな社会課題があります。その中で、今後やっぱりそれなりの専門家を招聘して、委員会の中でアドバイザーとしていろんなものをやっていただくには、やっぱりきちっと謝礼を払うような規定が条例の中で必要ではないかと、旅費もちゃんと払うべきではないかと。そういう方になかなか簡単にボランティアで来てくださってわけにいかない、そういった面でも条例化をしてこの条例を恒久的なものにしていきたいという我々の思いがあります。

こういった委員会自体も議会の中で合意があって条例化をして、ちゃんとこの条例を動かすためには委員会もありますということを内外に明らかにするということは、持続性にとって重要ではないかということで、今回設置条例の提案をさせていただいておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君） 今回の条例に関しては先ほどから報酬の問題が主であるのかなというふうには思っているんですけども、その委員の選定基準について改めて教えていただきたいのと、町の憲法だつてという言い方をされましたけれども、そもそも憲法っていうのって割と国家権力を抑えるみたいな役割を持ったりとか、国家のなんていうか牽制みたいな側面もあると思うんですね。その上で委

員長・副委員長を町長が指名するような形になってると思うんですけれども、その辺の何て言いますか、権力に対する憲法という意味合いからするとその整合性っていうのはどのようにお考えなのかなというのをお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでも各委員会やってまいりましたが、それなりの先生なり、いろんな方呼んでやりますが、委員長を決めるのになかなか難儀をしているってこともありまして、今回につきましては町長が指名する形にさせていただきました。ただもともと委員会自体も皆さんの合議制で動かすので、それは委員の皆さんがやっぱりこういう方ということであれば、それは臨機応変にやっていただきたいというふうに思っています。

ただいま議員ご指摘のまちづくり基本条例自体は、意思決定をどの段階でやるのかとか住民参加がどういうレベルで持続していくのかと。情報共有の在り方、そして首長が勝手な暴走しない、情報共有を規定しないような形の規定っていうのは随所に盛り込んでおりますので、そこは自己抑制、社会をつくるという面では、権力をきちっと統制して権力的なまちにしないことを我々議論してつくったものでありますので、そこはそういった思想でしっかり行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 公募の部分の委員の数が多かった場合の選考というのは、誰がどのような仕組みで行うのかお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでもですね、全ての委員会につきましては、男女比であるとか年齢比、そういったものを考慮して進めておりますので、できるだけ真正にといいますかね、そういうものは入らないように、公正である選定を行ってきております。圧倒的に男性が多い場合は、女性をある程度優先するとかそういうバランスをとりながら、これまでの選定を行ってきたというような状況でございます。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） それは最終的に町長が行うということによろしいのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 最終的には町長が決定しますが、その前には担当課なり、そういったグループで研鑽をして、その中で案が出てきて、その案を大体承認するというところでこれまでできております。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

前原議員。

○5番（前原孝植君） 話の中で専門家を呼んで条例についてお話しするということがあったんですけれども、そもそも専門家を呼ばなきゃいけないようなことまで条例にしなければいけないものなのではないでしょうか。それにも予算がかかります。それを願う側が専門的知識がないのに、その専門家が決めました、それにします、これで果たして決まったものが町民は理解できますかね。もっとシン

ブルに、必要ないものを省いていくっていうことも、一つ条例の作り方なのかなと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 専門家、アドバイザーと呼ばなくてはいけない規定では全くありませんので、委員会の中で、例えばジェンダー平等だったらこういう先生を呼んで勉強会やったり、あるいは町民の皆さんに聞いていただいて、クオリティーを上げたらいいいよねっていう議論があった場合は呼べるという規定でありますので、これまでも必ず専門家を呼んでやったとかそういうことは一切ありません。必要があれば、そういったことができる規定でありますので、その辺は幅広くご理解賜ればありがたいというふうに思っております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号 ニセコ町企業版ふるさと納税基本条例の質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町企業版ふるさと納税基金条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○9番(篠原正男君) 2点お伺いをいたします。まず1点目は、今回の改正条例の第2条第2項に規定している本年4月1日の切替え日と言われてる部分ですが、この切替え日が前回の改正条例の中では漏れていたというようなことで、この漏れていたことによって影響を受ける職員はあったのか否かという点をまずお伺いします。

あと2点目ですけども、管理職手当に関わって、それぞれの課長や議会事務局長、いわゆる職名から「課長等」というようなことでの読みを改めています。今回もう既に給与自体は支払われていると思うんですけども、この管理職手当というのは給料も一緒に支払われているのかどうかお伺いします。

○議長(青羽雄士君) 総務課長。

○総務課長(福村一広君) 篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。まず一つ目の今回の切上げ規定の不足は大変申し訳ございませんでした。前回の3月議会で本来切替え規定を入れておくべきことではありましたが、実質的には1級に関する職員の切替えなんです。1級の職員には特に影響は及ぼさないようにしておりますので、影響はないと思っております。

二つ目のご質問の管理職等でございますけども、既に今回条例の改正が既に3月で行われておりまして、管理職手当の支給に関しては影響はございません。ただ、今回の規定においてはですね、人事異動等で総合教育課が新設されたことによって、例えば課設置条例でやるのであればそれに合わせてってことができたんですが、教育委員会の機構改革もあったものですから、そういったものに柔軟に対応することがちょっと難しかったということで、今回1条については課長等にして柔軟性を高めたということが一つあります。附則にもありますとおり、令和6年4月1日から適用するというので、基本的には額の改定は行われておりますので支給等には影響出ませんけども、この整理条例においてきちっと法令の整理を行ったというところでございます。以上でございます。

○議長(青羽雄士君) 篠原議員。

○9番(篠原正男君) 言葉尻をとらえて大変申し訳ないんですけども、先ほどの1号俸の切替えで楚々のないように取り扱ったという、その点がちょっと気になりまして、いわゆる給料、それから

手当等に関しては規定どおり取り扱うのは当然のことであって、それをもし何らかの形で変えて、もしくはそういうことで取り計らうというようなことがあるとすれば、それはいかがなものかというふうに感じます。もう1回その辺の確認をしたいと思います。

それともう1点。管理職手当を既に支給したということですが、その支給の根拠は何だったんでしょうか。今回の課設置条例に該当しない教育委員会内部で、機構改革によって課名が変わったということから今回給与のほうも変えてみたという流れかと思いますけども、その辺の基本的な根拠等についてもう一度お伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 福村総務課長。

○総務課長（福村一広君） 篠原議員の再質問にお答えしたいと思います。すいません、私の発言とか言葉の使い方が悪かったんですけども、今回1級の職員に関しては、既に3月の定例議会で給与条例の改正が行われておりまして、今回附則にですね、本来旧号俸に対する新号俸とするという切替え規定を設けるべきで、法令の整理上必要であったということございまして、基本的な給与表の切替えは既に3月の定例議会で終えておりますので、特にその影響があるというものではございません。ただ、法令的にきちんと整理をしていかなければならないというところでございます。

また、管理職手当についてもですね、基本的には3月の定例議会の給与改正で管理職手当の改正は既に行われておりますので、管理職に当たっているものについては支給をするというのが3月の定例議会で可決された給与条例に基づいて支給をしているということでございます。ただ、今回の給与条例の一部で弁償等の変更がありましたので、それについては今後のことも踏まえて改正をしておくということで、職員に不利益が生じていないということから、今回については3月の定例議会の改正に基づいて支給を行ったということでございます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） もう一度確認いたしますけども、3月の給与の条例改正の中で、管理職手当の部分で改正したとありましたけども、私はお伺いしているのは今回改正する前の状態で、4月の給与の中の管理職手当を支給することが該当する職員にとって妥当なことだったのか否かというところです。というのは、一部今回の改正によって新たに室長ですとか、そういうのが出てくるわけですけども、それまでの中では以前の改正前のものについては、室長については位置づけされていないというふうに考えてるんですけども、どういう根拠で支給に至ったのかという点を再度しつこいようですけどもお伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 今回ですね、確かに名称の中では機構改革によって名称等、新設等ございましたけども、管理職の支給の条例上は管理職員に対して支給するという規定でございまして、管理者である以上はその根拠に基づいて支給できるという規定だと認識しております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） しつこいようですけども、私の理解では管理職手当を支給できるに範囲というのは、別表第3に定める職員によるものという規定があって初めて管理職手当というのが支給さ

れるべきものだと。いわゆるこれ改正前の条例の中でですね、だからその中に該当しないもので今回該当させるとなれば、それは4月の支給というのが何をもって支給の根拠になりうるのかということころを単純に伺ってるわけです。よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 手当についてはですね、管理または監督の地位にある職員のうちその特殊性に基づき支給するということでございますので、確かにご指摘のとおり別表3に指定する職にある者に対して支給するとはなっておりますが、便宜上不利益が生じないように、これに対して対応するというのが一般的かなと思います。逆に言うと、支給をしないことで職員に対して不利益が住む可能性がありますので、それについては便宜上行うということで理解しております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 篠原議員の質問に答えさせていただきます。基本的には3月議会で今のおっしゃった内容もきちっと出されていればよかったです、4月の機構改革で名前が変わった等があって、今回条例提案をさせていただいて4月1日に遡って適用させていただくというような流れになってございます。そういう面でもう少し4月の早い段階で、議会を開くなり何なりの対応が必要だったかと、それはお詫び申し上げたいと思います。

ただ、これまでも例えば企画環境課、前は企画観光課だったと思います。こういった時代の流れにおいて課名を改正したり、室を新たに設けたりということは、これから相当多くなるのではないかと。そういう面では、職名がいちいち変わるとに議会にかけて条例改正するというのは作業上も適当ではなくて、職名で課長ですとか室長とか、そういう名称に改め、そのことによって合理的に事務を進めることも大事ではないかと、今回の事細かな、例えば総務課長ですとか、そういうものは削除させていただいて、課長、参事、こういったものの名称に統一させていただくことでの改正提案ということでございますので、ぜひともご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 町税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番(高木直良君) 参考のためにちょっとお聞きしたいんですけども、この提案のうちの固定資産税に関わる部分で、これまでも急激な上昇について、段階的に上げることによって、納税者にとってプラスといいますか、緩和していくという、これを延長するということですが、これまでこういった適用されたケースで、どのくらいの件数があって、例えばそれによる軽減がどのくらい影響はあったのか、金額でよろしいんですけども、もしここで分かればお聞きしたいと思います。

○議長(青羽雄士君) 鈴木税務課長。

○税務課長(鈴木健君) ただいまの高木議員の質問にお答えしますというか、お答えになっているかどうかはちょっと定かではないんですけど、今のご質問にあったこれまでのそういった段階的な負

担軽減という措置について、どれだけの件数があったとか、金額にしてどれぐらいがあったかという部分については、大変申し訳ございませんが把握できておりません。

ただ、今回議案にも書いてあるとおり、令和6年度の固定資産税については評価替えということで、昨年度までの評価から新たに評価をし直したもので課税をさせていただくんですが、今年度今回の評価替えにつきましては、ほぼ町内全域の宅地において評価額は軒並み上昇すると。そこにつきましては、皆さんも生活の中で周辺の地価の上昇の状況に触れていただいている中で、その部分については実際の地価の上昇に準拠した形になっているかと思います。今年度につきましては、だいたい多いところで10%から20%までは届かないですけども、それぐらいの地価の評価額の上昇率をしている場所がございます。ですので、そのまま課税してしまいますと、税額が極端にはね上がってしまうという部分がございますので、今後また3年間、特別な措置を設けるということで、かなり緩やかな上昇をするということで今回の規定を設けさせていただいているということでございます。具体的な数字をご提示できなくて申し訳ないんですが、考え方としてご理解いただければと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号 ニセコ町こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号 請負契約の締結について(公営住宅(新団地2号棟)建設工事(建設主体工事))の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番(高木直良君) 今回新団地ということで建設の契約ですが、2点お伺いしたいんですけども、1つは名称です。団地の名称なんですけど、このまま新団地っていうのは確定の名称なんですか。あるいは、取りあえず新団地と呼んでいるのか。今後ずっと新団地ということでいくのかお聞きします。

それから2つ目は、この間ずっと資材の高騰、大変な状況になっておりますけれども、今回ざっとですね、坪単価で考えると分かりやすいんですけども、従来だとどのぐらいだったのが、今回そういった影響もあって、この新団地について言うと坪単価でおよそどのぐらいになってるかというのが、もしこの場で分かれば、今わからなければ後でも結構ですけども、どんな影響が出てるかということをお聞きしたいと思います。

○議長(青羽雄士君) 橋本都市建設課長。

○都市建設課長(橋本啓二君) 高木委員のご質問にお答えいたします。まずこの新団地という名称については仮称となっております。建設が終わり次第、まだ検討段階なんですけども、委員会等を設置して正式名称を決めたいと思っております。以前に小松議員からもご指摘がありましたように、皆さんが分かりやすい親しみやすい名称にしたいなと思っております。

2つ目の質問、坪単価についてなんですけども、申し訳ございません、ちょっと調べまして、後ほどお答えさせていただきます。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

大野議員。

○2番（大野幹哉君） 今回この新団地の件で町長にちょっとお伺いしたいと思いますけど、今まで住宅建設に関わっては、住むところが非常に足りなくて今まで民間を活用して進めてきました。昨年、我々議員のほうで、地区のほうで議員報告会という懇談会をさせていただきまして、そのときにそちらのほうの住民から、町は民間にこういった住宅を建ててもらおうようにしていく、町では検討はできないという話が懇談会等で、恐らく町長も発してたのが我々も聞いている範囲でした。

今回この新しい団地をつくるにあたって、何年も前から補助金をお願いして、それがやっとできたということで恐らくこういう結果になったと思うんですけど、今後の町民向けにその理由をつけていか、経過を十分説明をしながら、町民に理解をしていただきたいという一つ思いがありますので、そこをお尋ねします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの大野議員のご質問にお答えいたします。これまでも町政懇談会でも何度か言ってきましたが、ニセコ町には公営住宅が400戸ございます。ご承知のとおり、公営住宅制度自体は福祉住宅という制度ですので、15万円強の収入を超える方については入居ができないとかいろんな基準があって、入っている方の上限等もあります。したがって建設費を使用料で回収するということには、全くその維持費も出てこないのが実情だということをご理解いただけたと思います。ニセコ町でだいたい3,000万から3,500万、多いときは4,000万ぐらい住宅の維持管理費がかかっているということでありまして、公営住宅が多ければ多いほど自治体の財政を圧迫するっていうのはどこでも当たり前のことであります。

そんな中で、我々は比率的全国ベースでも多い公営住宅を持っていますので、これからはできるだけ民間の皆さんにそういった集合アパートをたくさんつくっていただきたいということで、これまで18年ほど前からですかね、そういうことをお願いしてきましたが、なかなか我々が思うほどの住宅が建っていない、相変わらず慢性的住宅不足であります。もちろんこれからも民間の皆さんにお願いしていきますが、どうしてもミスマッチが今多くあります。だいたい30から40近くが毎年ミスマッチと言われ、おひとりで2LDK・3LDKにお住まいになられています。その皆さんに移っていただける住宅が今までニセコ町にはないということで、今回の団地についてはミスマッチ対応メインとして住宅を携えていただく、2LDKや3LDKの公営住宅にお入りのおひとりの方が出ることによって、そこにお子さんをお持ちの方、あるいは人数の多い世帯が入ることによって、この慢性的住宅不足を少しでも解消していこうというのが今回の住宅建設住宅建築の大きな狙いでありまして。

こういった住宅にあっても、今国の補助交付金制度自体はもう枠いっぱい全国からの応募があって、過当競争といいますかね、お願いしてもなかなか補助交付金っていうのは簡単につかない。これは環境でも何でも全てそうですけど、相当な運動をしないとつかない状態ではありますが、今回過疎債を適用できるということで多くのお金を北海道にお願いして取っていただき、ニセコ町でこういった住宅の過不足を少しでもなくするような形で進めるとということで、今回建設に着手したいと提案させていただいております。

また住民の皆さんへの説明等もできるだけ多くの場で行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

前原議員。

○5番（前原孝植君） ミスマッチを解決するためだけにじゃないと思うんですけども、それが大枠としてつくられると思うんですけども、果たしてそれがどのように町に負担がかかるのかっていうところまで考えますと、民間が建てないというのは、それを建てたとしても持続可能ではないから建てないでわけであって、それをわざわざニセコ町が建てるというのは持続可能なまちづくりなのか、ちょっと疑問に感じられます。

もちろん福祉住宅は必要だと思うんですけども、このご時世、箱物ばかりつくっているというような印象を私は受けます。消防庁舎、高校の寮、いろんなものに何十億何十億何十億何十億とお金を使っていますけども、どこにその財源があるんですかっていうようなお声も町民から聞こえてきます。北海道からお金を引っ張ってきたって言いますが、そんなことをやり続ける町村がたくさんあれば他もまねをしますし、そうなってくると全体的な税金も高くなり、実際支払わなきゃいけない税金の金額が世界でも最も高い国になっております。そういったところも踏まえて、この団地は必要性があるのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 前原議員のご質問にお答えいたします。持続性がないから民間が建てないというのは、それはあまり聞いたことがありません。要は建設する土地であれ、あるいは様々な要件があってもなかなか建てられない、ニセコ駅前に建てた不動産業者さんも土地などそういっためどがあればどんどん建てたいということは言ってもらって探していますが、実際に建設費の高騰あるいは建設する事業者がいなかったり、様々な要件で建てられないという話を聞いておりますが、ニセコ町に住宅を建てても入る人がいないから建てないというのは私は初めて聞く話であります。

この庁舎もそうですが、消防庁舎も財政シミュレーションをしっかりと建てるつもりです。私どもこれまで10数年いろんなものを建ててきましたが、財政状況は悪化でなくて良好になっています。公債比率も借金の率もずっと下がっています。きちっとしたビジョンのもとにやっていますので、箱物をばかばか建てているとか財政が大変だとか、きちっとした根拠を持ってお話ししたいと思っております。私のほうから以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 請負契約の締結について(公営住宅(新団地2号棟)建設工事(建設主体工事))の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号 請負契約の締結について(公営住宅(中央団地5号棟)長寿命化型複合改善工事)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第8号 請負契約の締結(公営住宅(中央団地5号棟)長寿命化型複合改善工事)についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第9号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斉藤議員。

○7番(斉藤うめ子君) 商工会費の中で食品ロス啓発用品のことを書いてあったと思うんですけど

も、これは全額道から補助が出るという説明だったと思います。この内容ですね、道から予算は出るんですけども、具体的に食品ロス啓発用品っていうのはどういったもの、決まったものなのか各自治体に任されているものなのか。北海道が規定したものにするのか、その辺りをちょっと説明していただけたらと思います。

それから予算が38万とかだったと思うんですけども、この額でどのくらいのことを想定して広めていくのか、食品ロスの啓発用品ってのは本当に大変いいことなので、もう何年も前からそれは言われてましたけど、やっと行政も動き出したなという印象を持っています。今申し上げた内容について、もう少し詳しく具体的にどういうふうに私たちも関わってくるのか、その辺りのところぜひ説明していただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 馬淵商工観光課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） ただいまの斉藤議員のご質問についてお答えしたいと思います。まず、補助金のほうなんですけど、これは追加分でありまして、全体的な補助金の額ではございません。今後実績等を踏まえまして、今のところ全体で約530万円くらい入る予定になってございます。それは道から経由して、上は消費者庁からの補助金となってございます。その補助金の内訳なんですけれども、今回の補正を含め、相談員の手当ですとか研修、消耗品などを振り分けて、こちらのほうで申請してございます。今回は思っていた以上に補助金の予算がつかしました。その中で、今回食品ロスについてのドギーバッグを買う予算をつけていたんですけども、今までも食品ロスに関しては相談員が研修等を行ってきておりまして、進めてきております。

今回ドギーバッグについては、今度食品ロスを進めるための形の一つとして、要するに持ち帰り用の簡易的なタッパーですよ、そういうものをつくる予定になってございます。それは道からの指示だけではなく、私たちのやる事業として今回こういうことをしようということを決めております。内容についてなんですけれども、まず数等どんなものにするかこれから検討していく予定になってございまして、消費者の配布ですとか食品を取り扱う事業者などにどのように配布するかは今後検討していくことにしております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 今の説明、ありがとうございます。だいたい概要が分かってきました。最後のとこですね、事業者等にどういうふうにするかっていうことなんですけども、一般の町民も検討したらいいと私は思うんですけども、一緒にやっていくことが大事じゃないかなと思ってるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） 今までですと、例えば寿大学の皆さんのところに研修に行った際に配布するですとか、お祭りのときに配布するですとか、一般の皆さんにも広く配布できるような検討は今後していきたいと思っています。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 配布するってのはお知らせをチラシか何かでするっていうことですか。それとも実際に具体的な容器とかそういうのを提供していくことを検討されてるんですか。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） ドギーバッグを配布するということになっています。ドギーバッグを買って、それを配布してお持ち帰りを推進するというようなことです。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） パソコンの画面上で12ページなんですけども、有島記念館のヒートポンプの故障についてお伺いをいたします。確か記憶によればですね、7、8年ぐらい前に一度故障して、修理する予算を補正した記憶があるんですが、今回は具体的にどのような故障でどう修理するかという辺りをお知らせください。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。今回の有島記念館の地中熱ヒートポンプ修理につきましては、制御基板の交換と冷媒にかかる配管系統の弁の交換、これが主な内容となっております。このヒートポンプの機械については平成23年度に設置をしております、現在13年目となっております。電子部品につきましては基盤等の経年劣化が起きている時期かと考えてございますので、今回はそういった修繕を予定してございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 修繕内容については理解いたしました。それで、担当課長も心配しておりました今後について、このまま続けて使用していく状況でいまの修理で当面考えておられるのか、もしくは抜本的に何か別な手法で今後対応されようとしているのか、その点についてお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） 当面につきましては、このヒートポンプを使用していきたいというふうに考えてございます。長期的には有島記念館全体の大きな改修等が必要になってくるかと思っておりますので、その段階で考えていきたいと考えてございます。

なおこのヒートポンプについては、年1回定期点検を専門業者に委託しておりますので、そういった中でもきちんと故障の状況を見極めながら今後判断していきたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 補正予算12ページの教育費の中で、ニセコ高校の設計委託、内容的には基本設計ということで伺いました。それで先ほどの説明では基本設計を今年中ですか、ということはそれに引き続いて詳細設計まで進むというような説明だったかなというふうに思います。今後の工程上の時間の割り振りについて、8年度の開設に向けてってことなんで非常にタイトなスケジュールの中での工事までいくということでもちょっと心配もあるんですけども、とりわけ今回出す基本設計においては場所の問題から言いますと、先ほど出た住宅との関係ですとか、基本設計として以前説明がありましたように、今後の寄宿舎の用途のみではなくて、時間を経過して場合によっては別目的に使えるような、そういう構造も検討に含めるというふうにお聞きしております。そういった意味で言いますと、いろいろな比較検討する材料がですね、非常に多いんじゃないかっていうふうに思っています。そこから見てですね、今後の8年度に向けてのスケジュールが非常にタイトで危惧があるんですけども、改めてこのスケジュール、開設までに向けてのスケジュールについてお尋ねしたいと思

ます。

それから基本設計に当たって、先ほど申し上げましたように、いろんな検討事項が多い中でどのような関係者の知見といいますか意見、実際に使用していく上での数々の課題についてくみ込んでいいですか、問題を十分くみ取っていくかというのは大変重要だと思いますので、その辺の手法についても何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育参事（阿部信幸君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。今後のスケジュールでございますが、期間がタイトだというのはおっしゃるとおりかというふうに私も思っております。基本設計・実施設計を年内、今年中に終わらせたいと今考えております。政策案件でもご説明申し上げましたけども、そのあと12月か1月、年明けのかもしれませんが、建築の段階に進みたいというふうに思っております。それは建築資材ですとか人手とかの準備が建設業者さんでかなり時間を要するというようなことも伺っておりますので、新年度に入ってから契約ですと間に合わないのではないかとこのところが危惧されるということで、今年度中に建築の契約を結び準備していただく。雪解けとともに実際の建築に入っていただくというようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

先般もお話しさせていただきましたけども、基本設計で町民グラウンド、今新団地を建てようとしている場所の中学校側ということになりますけども、その辺ですれ新団地のほうの設計や建築のほうと合わせながら、基本設計のほうを進めてまいりたいと思っております。

寄宿舎のみでなく利用するという事で前回お話しさせていただいておりますけども、その辺ですれ基本設計の中でどの程度まで、例えば外部の人が泊まれるような施設にするですとかっていうことが組み込めるのかという辺りを詰めていきたいと思っております。

それと、昨年度この基本設計に入る前の前段として基本計画を策定しておりますが、その基本計画に基づいて基本設計を進めていくというのが基本的な進め方かと思っておりますけども、その中で関係する方々のご意見も伺っているということでございます。それでその辺も含め、基本計画ができているということ判断しておりますので、基本計画をもとに基本設計に入っていくと。それから、今後町民講座等も開いたりですね、町民の方の意見を聞く機会を設けながら進めてまいりたいという考えております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 前回もそのような流れで説明があったと思いますが、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、非常に厳しい時間設定の中での対応ですので、ぜひ後からこういうことが足りなかったということがないような設計にしていきたいと思っております。それで今お話もありましたように、基本計画を前年ですか、やられてるっていうことなんで、これはその業者さんとの随意契約で進むということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育参事（阿部信幸君） 基本設計につきましては今現在まだ指名選考委員会も開いておりませんが、指名選考委員会を用いた入札を考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） そうすると、基本計画の事業主、請け負った業者さんが随意契約で自動的に
ってことはないということの確認でよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育参事（阿部信幸君） はい、計画策定をお願いしたところがニセコまちのほうなんです
が、ニセコまちは設計事業者としての登録をされていないものですから、ニセコまちさんに設計を
発注することはできず、違うところになるかと思えます。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第9号、令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて令和6年第3回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後12時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (原本自署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (原本自署)